



**【親から子・孫への暦年贈与】**  
年間110万円非課税枠を利用し  
継続的に贈与

**※相続発生前3年以内に行われた  
贈与財産は、相続財産に加算！**

### 【ポイント】

- 年間110万円までであれば無税で財産の移転ができる
- 資産家の場合には110万円以上の贈与を行い低率の贈与税を払う方法もある
- できるだけ多くの人に長期間にわたり贈与を行うのがポイント

## TAX ニュースレター

東栄税理士法人

03-5778-4722

<http://toeitax.co.jp/>

2022/12月号

## 相続税対策での贈与は計画見直し必須！

### 2023 年度税制改正

今月は2022年12月16日に発表された2023年度税制改正大綱の内容について解説します。

今年の改正の目玉は何といっても贈与税の抜本的な改正でしょう。**相続時精算課税制度を適用する上での大きなデメリットであった贈与税の非課税枠年間110万円が消える、という点が無くなり、精算課税制度を選択しても非課税枠が残ることになりますので、使い勝手は大分良くなります。**とはいえ、原則として精算課税制度自体に相続税の節税効果がある訳ではないので、特に不動産購入時に親の資金援助がある場合はやはり精算課税制度を使わずに持分を親が取得して不動産として相続をする方が相続税対策にはなりますから、精算課税を適用する方は限られそうです。

**マンションの相続税評価の改正は難しいのではと思っていましたがやはり検討項目に挙がっただけ**でした。今後の通達改正に注目です。

### 防衛増税は破談に？

昨年から週刊誌等で話題となっていた**贈与税非課税枠の縮小も予想どおりありません**でした。教育資金一括贈与の改正はそこそこ影響がありそうですのでこちらは生前贈与加算の改正とともに後日掲載予定です。不動産税務では**空き家の3000万控除について使い勝手が良くなりそうですが2024年以降の譲渡から**なのでこちらも年明け解説します。あとは超富裕層(株配当譲渡益(=税率20%)で年収30億以上の人)に2.5%増税しますがほぼ対象者もいないですし実行税率低すぎるのでもっと増税して良いでしょう。岸田政権目玉の「防衛増税」は法人税の大幅増税ですが、事実上検討項目に挙がっただけに終わりのまま破談となる期待もあります。中小企業は対象外という報道もありましたが改正案を見る限り全く配慮されていません(笑)。個人は復興税の一部を充てる、というこれまたセンスのない改正案ですが果たしてどうなるか…

### 今月のコメント

早いもので本年最後のニュースレターとなりました。今年は何といっても年末のサッカーワールドカップが記憶に残っています。東京オリンピックをはるかに上回る開会式の豪華さと大会のスケールに驚かされました。明らかにオリンピックより盛り上がりましたね(笑)プライベートは娘の中学受験一色の年でしたので、来年こそはコロナで行けなかった久しぶりのハワイ旅行など計画したいと思っています。

皆様本年も大変お世話になりました。

年末年始休暇は12月28日(水)から1月3日(火)まで頂く予定です。

ご不便をお掛けしますが、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

来年も引き続き宜しくお願い致します。

### 税理士 岡本勲

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-10-15 エキスパートオフィス渋谷 9階



## 東栄税理士法人